

## 正倉院文書複製事業の今後の進行についての覚書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館と宮内庁正倉院事務所は、正倉院文書の複製事業を促進するため、以下の覚書を締結する。

### 前文(これまでの経緯)

本事業は、国立歴史民俗博物館が大学共同利用機関として創設された1981年に、宮内庁の許可のもとに開始された。正倉院文書は日本古代史研究の基本的な資料であり、この計画が実現することによって広く研究者の利用に供することが可能になるとともに、国立歴史民俗博物館の展示を通じて、国民が古代史を理解する一助ともなるものであった。

当初の計画は、正倉院文書全巻(東南院文書を含む)を複製し、その方法は長期の保存・利用、耐久性に優れた原色コロタイプ印刷法を採用することとした。以来、毎年十数巻の複製製作を継続し、今日に至っている。

### 第一条(複製製作の対象範囲)

「続々修」までの正倉院文書複製を今後も継続する。

ただし、「東南院文書」の扱いについては、予算確保・技術革新などの情勢をみて、「続々修」完成後にあらためて協議する。

### 第二条(複製製作の仕様)

現状のコロタイプ印刷と同等以上の高精細技術を維持する。

ただし、その技術内容や製作仕様・製作本数などについては、国立歴史民俗博物館と正倉院事務所が定期的に協議する。

### 第三条

前掲二条の実施細目については、担当者が本覚書に基づき協議し、決定するものとする。

### 第四条

この覚書は、両機関の代表者の署名日をもって効力を発し、その期間は正倉院文書複製事業の完了までとする。

### 第五条

この覚書は、二つの機関間における同意により、改正・廃棄できる。

### 第六条

この覚書は二部作成され、そのいずれをも正本とする。

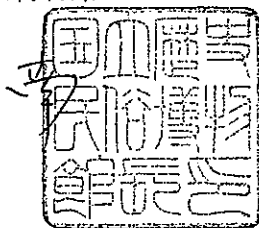
覚書成立の証として、両当事者は覚書に署名した。

大学共同利用機関法人

人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館

館・長 平川

平成21年4月20日



宮内庁正倉院事務所

所長 杉本 一樹

平成21年4月20日

